

子ども手当は 引き続き支給されます

健康福祉課からの
お知らせ

平成23年4月から9月までの6か月間で、
これまでと同じ、月額13,000円で引き続
き支給されることになりました。

- 支給金額 子ども1人につき 月額13,000円
- 支給対象となる子ども 0歳から中学卒業まで
- 支給月 平成23年6月(2月分～5月分)
10月(6月分～9月分)

【問合せ】 役場健康福祉課 担当 伊田達彦
(電話 72-0334)

- 次の人は、町への申請が必要です。
 - 出生などにより、新たに養育する子どもができた人
 - すでに受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた人
 - すでに受給していて、ほかの市町村から引っ越しをされた人
- 次の人は、手続きの必要はありません。
 - すでに受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない人
- 6月の現況届の提出は必要ありません。

楽しく健康づくりに参加してみませんか？

食生活改善推進員養成講座 受講生を募集

現在、食生活改善推進員を養成する講習会に参加いただける人を募集しています。食生活改善推進員は、住民の皆さんの「食による健康づくり」を地域でサポートするボランティアです。自分自身や家族の健康づくりへの取り組み、地域でのボランティア活動など、あなたも講座に参加して楽しく健康づくりに取り組んでみませんか？

- 【日程】 6月～11月(全6回)
各回とも、午前9時～午後2時30分
(初回のみ午後1時～午後4時)
- 【会場】 日野町山村開発センター(根雨)
- 【参加費用】 調理実習があるときのみ材料費(300円程度)が必要
- 【講座内容】 主に講義と調理実習※詳細は希望者に別途お知らせします。
- 【修了資格】 全日程のうち、20時間以上の受講が必要です。
- 【申込み・問合せ】
5月16日(月)までに、担当までお申し込みいただくか、
近くにお住いの食生活改善推進員にお問い合わせください。

担当 町健康福祉センター 管理栄養士 長谷川 遥(電話 72-1852)



東日本大震災の被害を受けて避難をされている 皆さまへお知らせです

住民課からの
お知らせ

◆国税に関するご相談について

- 納税地を所轄する税務署の管轄外に避難している皆さんの相談は、最寄りの税務署でも受け付けます。
- 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者については、国税に関する申告・納付などの期限延長を行いました。
このほかの地域に納税地がある人についても、交通途絶などの理由により申告・納税が困難な場合、期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、最寄りの税務署に相談してください。

◆還付金の支払いについて

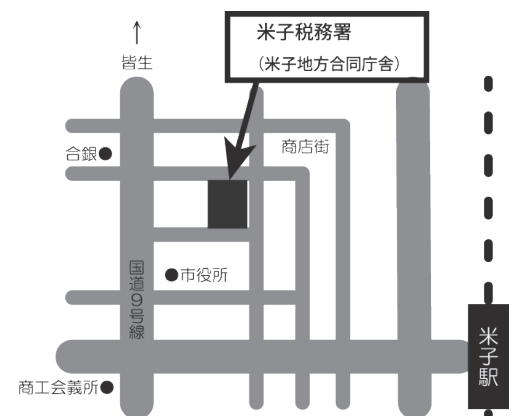
- すでに申告を行っている還付金の支払時期などを確認する場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

◆納税証明書の交付について

- 最寄りの税務署でも納税証明書交付申請を受け付けていますのでご相談ください。
なお、納税証明書の交付まで多少日数がかかる場合があります。

最寄りの税務署 米子税務署

米子市東町124番16号
(米子地方合同庁舎内)
▶電話番号 0859-32-4121
(ガイダンスに従って「2」番を押す)
▶最寄駅 JR米子駅(徒歩10分)



産業振興課からの
お知らせ

スプレー缶やカセットボンベなどの危険ごみは 可燃ごみに混ぜないでください！

焼却施設「くぬぎの森」で、カセットボンベが原因と 思われる爆発が起こる！施設の一部が破損

今月、焼却施設「くぬぎの森」(黒坂)で、可燃ごみに混ぜたカセットボンベが原因と思われる爆発が発生。焼却施設の一部が損傷しました。

発火・爆発が起きると、施設やごみ処理に影響するだけでなく、人命をおびやかす重大な事故につながる危険があります。絶対、やめてください。

カセットボンベやスプレー缶などの危険ごみは、穴をあけるなどの方法でガスを抜いて「不燃物」として出してください。今一度、ごみの分別方法を確認していただき、安全にごみを出していただきますようお願いいたします。

なお、分別方法や収集日、そのほかの危険ごみについては、配布しています「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

【問合せ】 役場産業振興課 生活環境係(電話 72-2101)

正しい分別方法のご確認を！

